令和８年１０月１６日

山　中　理　司　様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
（代表 03-3580-4111（内線 2036））

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年１０月２３日（金）までに別紙にて回答願います。

記

１　行政文書開示請求書の日付
　令和８年９月２８日（月）
２　法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
　令和８年１０月１日（木）
３　行政文書開示請求書に記載された請求内容
（１）登録免許税法施行令２９条１号に基づき公示された登記所の一覧（最新版）
（２）登録免許税法施行令２９条３号の運用基準が書いてある文書（最新版）
４　行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
　上記３について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書の存在を確認できず、また当該文書を作成・取得した場合であっても、保存期間満了により廃棄されており、保有しておりません。
　つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。
５　開示請求手数料について
　上記３の請求を維持される場合、開示請求件数は１件（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）、開示請求手数料は３００円となります。
　現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙６００円分を受領していますので、過不足はありません。
　なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、開示請求書及び収入印紙６００円を返戻いたします。

別　紙

回　答　書

令和　　年　　月　　日
氏名

令和８年１０月１６日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」について、以下のとおり回答します。
※□にチェックを入れて回答願います。

□　本件開示請求を維持する（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

□　本件開示請求を取り下げる。